

傷病手当金等と報酬との調整

これまで、無給休職になるまで、傷病手当金等が支給されることはありませんでしたが、平成27年10月以降は、病気休暇（10割支給）や病気休職（8割支給）等の休職期間についても報酬日額と給付日額を比較して、給付日額が報酬日額を上回ったときに傷病手当金の支給が始まります。

<原因>

- ・休職前に、通勤手当や時間外手当が多く支給されていた場合など、休職前の報酬と休職後の報酬の差額が大きい場合
- ・給付日額は標準報酬月額／22日、報酬日額は（基本給＋諸手当）／勤務を要する日（20日～23日）で積算しており、勤務を要する日数が多いほど報酬日額が少額となり、給付日額が報酬日額より多くなる場合

一度支給がはじまると、以後の期間については、報酬日額が給付日額を逆転（支給無し）しても支給期間とみなされ、無給休職期間（2年間）中に傷病手当金等の支給期間が終了します。

また、同一傷病で、復職、休職を繰り返している場合の休職期間は支給期間に通算されます。

【イメージ図】

